

入園申込みチェックシート

重要

- ・このシートは入園及び入園後の手続きの中でとても重要なことを記載したものです。内容をよくご確認ください。
- ・申請内容と関係のない項目があっても、家庭状況等が変わると手続きが必要となる場合があるため、上記の全ての項目に☑をしてください。
- ・内容について不明な点がありましたら、ご記入前に各施設または市役所に問い合わせてください。

	内容	父確認欄 ☑を入れる	母確認欄 ☑を入れる
申込みについて	入園申込書などの書類に記入漏れや誤りはありませんか。 虚偽などが判明した場合は、施設の利用決定を取消す場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申込書類はすべて揃っていますか。(入園申込書の裏面や入園ガイドをご確認ください) 前年1月2日以降に転入された方や、父母で十日町市以外を住所地としている方がいる場合は、課税証明書の提出または個人番号の届出が必要となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申込みの内容に変更が生じた場合は、速やかに市役所に報告し、必要な手続きを行ってください。(就労、離職、勤務時間変更、妊娠・出産、育児休業、転居、結婚、離婚など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保育料について	保育料は、原則としてお子さんの父母の市民税額により決定します。4月～8月分の保育料は前年度の市民税所得割額、9月以降の保育料は当年度の市民税所得割額により決定します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	所得申告がない場合や課税証明書の提出がない場合、保育料が決定できないため暫定的に最高額の保育料で請求しますので、早めの申告や証明書の提出をお願いします。保育料確定後、納め過ぎとなった保育料は還付します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	所得の修正申告があった場合は、確定日の翌月から修正後の課税額を反映し、保育料を再計算します。認定内容、各種減免の変更に対する届出がない場合、適正な保育料が算定できず、後日追加徴収が発生する場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	家計の主宰者の認定についてフローチャート(入園ガイド8ページ)を確認しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保育の必要性について	「就労」を理由に申請する場合のうち、会社勤めの方、自営業の方、内職の方は入園ガイドに記載の書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「就労」のうち「農業」で申請する場合、家族で農業所得を申告していない方は、申込みできません。申請する場合は、入園ガイドに記載の書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「妊娠・出産」を理由に入園できる期間は産前産後2か月間です。産後2か月経過後も引き続き入園を希望する場合は、2か月が経過する前に、就労など別の理由で認定の申請が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「疾病・障がい」、「親族の介護・看護」、「災害復旧」、「就学」を理由に申請する場合は、入園ガイドに記載の書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「求職活動」を理由に申請する場合は、次のことに注意が必要です。	/	/
	①就労理由の入園希望者などと比較した場合に、求職活動理由の方は優先度が低くなります。そのため、申込者多数の場合はご希望の施設にご案内できない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②「求職活動」を理由に入園できる期間は3か月間です。当該期間中に就労した場合は、速やかに市役所に報告し、手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③3か月経過時に就労できなかった場合は、原則として退園いただきます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	月120時間未満の就労、疾病・障がい、介護・看護、求職活動、育児休業が理由の場合は、原則短時間認定となります。それ以外の場合は、保育が必要な時間を市が判断し、標準時間認定もしくは短時間認定を決定します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
標準時間認定と短時間認定では施設の利用時間や料金が異なります。(詳しくは入園ガイドをご覧ください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
離職や就労など、認定の内容に変更が生じる場合は手続きが必要です。認定の変更は、当該変更受付日の翌月から行います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上記手続きは、変更が生じる前に行ってください。変更が生じてから手続きを行うと、延長保育料などの負担が発生する可能性があります。手続きが必要か不明な場合は各施設か市役所にご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

裏面もご確認・ご記入をお願いします

	内容	確認欄 ☐を入れる	確認欄 ☐を入れる
延長保育	施設が定める利用時間以外を利用すると延長保育となり、利用料金が発生します。（各施設の利用時間は、入園ガイドをご覧ください）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
審査について	保育料の滞納（きょうだいの卒園児含む）がある場合、入園審査過程において不利になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申込者多数の場合、保育の必要性の優先度の高い方からご希望の施設にご案内します。そのため、場合によってはご希望の施設以外をご案内するか、入園自体ができない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	既にお子さんが入園していて、さらに、きょうだいの下のお子さんが入園する場合、必ずしも上のお子さんと同じ施設に入園できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

上記内容について確認しました。必要な手続きが生じる場合は速やかに実施します。

保育料等算定のため所得や世帯情報の閲覧・調査に同意します。

年 月 日

児童名①：

児童名②：

児童名③：

第1希望施設名：

保護者名（父）

Ⓜ

（母）

Ⓜ

【各施設・市記載欄】

受付場所：
受付者名：
受付日： 年 月 日